

[事案 2021-239] 契約取消方法変更等請求

・令和4年12月20日 裁定打切り

<事案の概要>

乗換前契約を復旧するにあたり、復旧に必要な金額の精算方法について、自分の希望する方法での対応を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に契約した学資保険（契約①）を解約して、平成28年4月に学資保険（契約②）を乗換契約したが、入院特約が謝絶となったため、契約①の復旧を申し出たところ、契約②を合意解除し、契約①を復旧することとなった。その際、復旧に必要な金額の精算方法について、保険会社の所定の方法を提示されたが、自分の希望する方法で精算してほしい。

<保険会社の主張>

契約②を取り消して契約①を復旧することには応じる準備はあるが、復旧に必要な金額については、当社所定の方法による精算を行う必要がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社より和解案が提示されたため、これを申立人に提示したところ、申立人から契約②の取消請求を撤回し、継続する意思が示されたことから、これ以上審理を継続する利益が申立人にはなくなった。また申立人から、和解をするのであれば、その条件として保険会社の謝罪等を求める旨の請求があったが、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対し謝罪を命じる権限はないため、裁定手続を打ち切ることとした。